

## 第11期第6回武蔵野市情報公開委員会 会議要録

- 日時 令和元年10月3日(木) 午後6時00分～8時00分
- 場所 武蔵野プレイス スペースC
- 出席者 委員 6名  
事務局 3名

### 1. 会議次第

#### 1 議事

- (1) 第5回委員会会議要録について
- (2) 令和元年度の開示等状況について
- (3) 開示請求以外の方法による情報(資料)の提供について
- (4) CIMコラムのテーマについて
- (5) その他

### 2. 議事における会議要録

#### (1) 第5回委員会会議要録について

(委員長) 第5回委員会会議要録について、事前配布されていますが、質問や意見はありますか。

前回の委員会前半に、この会議体のあり方などの話も出ましたので、今後、事務局のほうで検討してもらえればいいかと思います。前回の会議の内容を確認しようと思って、第六期長期計画案の市報特集号を配布しています。どこに情報公開委員会の位置付けがあるのかを見てみますと、行・財政の「市民参加の充実と情報共有の推進」の「市民の市政参加を促すためには～」というあたりが、この情報公開委員会に関係するところだと思うのですが、事務局としては、そういう位置付けでよろしいでしょうか。

(事務局) 行・財政基本政策の1の2「市民参加の充実と情報共有の推進」が、情報公開委員会に関連する部分です。様々な形での市民参加市民参加を促すための方法として、「情報提供」という語句が使われてきましたが、自治基本条例の関係もあってか「情報共有」となっています。その「情報共有」の方法として、従来の方法以外に、例えばオープンデータやSNS、スマートフォンの活用など、様々な広報の形があるということが書かれてあり、開示請求などといった情報公開担当が担当している部分というよりは、広報的な部分や情報提供の部分の展開を進めていくような形で書き込まれています。

(委員長) 第六期長期計画での情報共有については、そのような位置付けであり、この第六期長期計画自体は、市民の意見も聞き終えて、まとめに入っているということによろしいですか。

(事務局) 10月1日の本会議で、第六期長期計画が議案上程されまして、11月に特別委員会が開かれ審議し、12月の第4回定例会でも審議されるかと思います。

(委員長) 最終的な決定はいつ頃ですか。

(事務局) 市議会での審議と議決を経て、令和2年4月からの計画です。  
(委員長) 次期の情報公開委員会でも、長期計画の中でこういう位置付けだという話が出てくるでしょうから、第六期長期計画の市報の配布をお願いします。会議要録から話がそれましたが、会議要録はよろしいでしょうか。今日以降でも気づいた点があれば、来週中に事務局まで連絡をしてください。  
(その後、原案で確定とした。)

(2) 令和元年度の開示等状況について

(事務局) [平成31年4月1日から令和元年8月31日までの開示等請求について、行政文書の開示が43人から48件の請求があり、開示が17件、一部開示が27件、非開示が1件、文書不存在が3件であった。自己情報開示では18人から20件の請求があり、開示が11件、一部開示が7件、非開示が0件、文書不存在が2件であったことを説明した。]

(委員長) 行政文書の開示請求で、図書館の嘱託職員名というのは、どのような請求だったのでしょうか。

(事務局) 市政資料コーナーには市職員の配置表があり、正規の職員は、どの部署に誰が配置されているかがわかるようになっています。ただ、嘱託職員については配置表に掲載していないので、嘱託職員に関する配置表を見たいという話から、最初に中央図書館について、続いて吉祥寺図書館と武蔵野プレースの開示請求があったものです。

中央図書館の嘱託職員は市が雇用をしているのですが、武蔵野プレースや吉祥寺図書館は、指定管理者制度を導入しているので、生涯学習振興事業団が雇用をしています。決定で一部開示と非開示があるのは、そのためです。

吉祥寺図書館について、市は、嘱託職員の氏名が掲載された配置表等を保有していないので、不存在で非開示にしました。

武蔵野プレースについては、嘱託職員の氏名も掲載された配置表等を保有しているのですが、指定管理者制度により生涯学習振興事業団の職員であるため、市からの派遣職員以外を黒塗りにして一部開示したというのが経過です。

開示請求では、原則として市職員の名前は出しますし、市が雇用している嘱託職員の名前についても、情報公開条例上で非開示にはあたらないので、公表してはませんが、開示で対応したというところ  
です。

(委員長) よろしいでしょうか。資料7-1についても説明をお願いします。

(事務局) [審査請求について事務局から説明を行った。]

(委員長) 文書の開示について、個別にテナントに了承を得るのですか。

(事務局) 情報公開条例に第三者保護に関する手続があり、開示請求で対象文書に第三者の情報があった場合は、第三者に照会することができるので、テナントにも照会したということです。答申により開示となった場合に、その箇所について第三者が開示に反対の意思表示をしていたときは、決定してから開示までに少なくとも14日間を置いて、開示を行うこととなります。

(委員長) よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(3) 開示請求以外の方法による情報（資料）の提供について

- (事務局) [開示請求以外の方法による情報（資料）の提供について説明があった]
- (委員長) 台帳コピーサービスの利用は多いですか。
- (事務局) 事業者はかなり活用しているようです。台帳等をホームページで公開している市では、ウェブ上の情報で済んでしまうような場合はそれで済ませ、さらに情報が必要になった場合にコピーを取りに来るのかもしれませんが、武蔵野市はウェブ上では公開していないこともあり、事業者はコピーサービスを利用しているのではないかなと思います。
- (委員長) 開示請求の件数が多い書類で、情報提供のほうに移せるものもあると思うのですが。
- (事務局) 行政文書の開示請求で、これは情報提供に移せるのではないかと、情報公開担当でも考えるものがあるのですが、なかなかうまくはっていないところです。
- (委員長) それはこの委員会ではなくて、別の委員会で検討するのでしょうか。
- (事務局) 内部で検討、調整しています。委員会に諮って、この開示請求は情報提供でやりなさいと踏み込むことまでは考えていません。ただ、開示請求をもっと情報提供にできるのではないかという議論はあるのではないかと考えていまして、今後そういったことも議論するのであれば必要かと思ひ、資料を作成したというところです。
- (委員長) 法律の専門家ならば、これは情報提供でも十分だと言えるのですが、そこまでの専門家ではないので、なかなか議論しにくいところがあります。
- (事務局) 個別具体的なものは、情報公開担当の方で調整するのですが、もっと大枠で議論していただけるのであれば、委員会等で議論していただくこともあるのではないかと思います。
- 基本的には、これを見ていただいてもわかるように、コピーサービスは事業者の関係が多いかなと思います。建築リサイクル法の届出の情報などは、定期的の開示請求があるので、主管課も情報提供を検討していくのではないかと考えています。
- (委員長) オープンデータで公開して利用してくださいという時代に、来庁してコピーでいくらというのもどうかとは思ひます。
- (事務局) 進んでいるところは、システムとリンクさせて、インターネットから図面を閲覧したり、PDFで出力できる自治体もあります。横浜市か川崎市などは、ある程度の図面までは見れるようになってたと思ひます。そうすると、こういうものはもっとホームページを通して、見れるようにしたほうがいいのではないかという意見や声はあるのかなと思ひます。
- (委員) まちづくり条例の緑をまもる地区まちづくり計画のときに、各家の3分の2の承認を得なければいけなかったのですが、住んでいる方の名前が入った地図のコピーはもらえませんでした。全部の家について、誰が所有というのを書き写してくれた方いて、それで署名集めに回ったのですが、大変でした。
- (事務局) 今、住所や氏名についての情報を入手するのは厳しいところです。

- 登記情報は公開されているので、そこから追えないこともないのですが、登記と現況が一致するとは限らないということもあります。
- (委 員) そうなんです。だから大変でした。署名をもらいに行ったときに、「どうして私のところがわかっているの」というように、逆に不審がられることもありました。
- (事 務 局) そうですね。市からは提供できないので、お金はかかりますがゼンリンの地図には個人宅の名前も入っているものがあるので、その地図から住所と名前は追えますね。
- (委 員) ゼンリンの地図は高くして毎年は買えないし、市役所の地図は古いのですよね。
- (事 務 局) 市ではもう新たに作って販売することができないのです。地図はあるのですが、内部の業務に使用するものになります。個人宅の家名が入った地図というのは個人情報保護法ができてからかなり厳しくて、ゼンリンのような企業は作って販売できるのですが、市では新しく作って販売できません。市はオプトアウトという制度の適用はないので、もしも名前を載せた地図を新たに作って販売すると、本人の同意を得ないといけません。ゼンリンは作ってから、「うちは掲載してほしいので次回から載せないでください」という対応が可能なのですが、市はそういう対応ができないので、個人名が入った地図を販売用に新たに作ることはできないのです。
- (委 員) そういった地図を持ってはいるのですか。
- (事 務 局) 資産税や住居表示等の部署では、必要なもので持ってはいますが、内部資料となりますので、それを販売したり、提供したりはできないところです。
- (委 員 長) よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

#### (4) C I Mコラムのテーマについて

- (事 務 局) [事務局から12月15日から令和2年2月15日までのC I Mコラムのテーマについて、①募金と財源②自転車駐輪場について③市の水道事業、都営水道との一元化について④市の人口推計と長期計画の4テーマを挙げた。]
- (委 員 長) 新規追加テーマを先に議論し、その後全体を検討するというところでいいでしょうか。
- (委 員) テーマの案について3つあります。一つ目は防犯カメラについてです。コミセンにも防犯カメラを設置するかもしれないと聞いたのですが、色々な事件があって、新聞やニュースを見ていると防犯カメラの情報というのが、とても大事かなという時代になっているのではないかと思います。過去に事件があって通学路に付いたりしたのですが、その後あまり聞かないので、市では防犯カメラをどのように検討しているのかということです。
- 二つ目は、商店会などの賑わいに対して、補助金を出していくだけではなく、市はどのように考えているかということです。むちゅー券とかもありますが、あまり活用されていないようですし、どうなっていくのかということです。
- 最後に、「こらぼの」事業です。自分も活動に携わっているのですが、若いお母さんが色々なところで立ち上げて、ゼロ歳から6歳の事

業を始めています。西久保コミセンを使って月に2回開催しているのですが、地域で「こらぼの」事業を実施するにあたり、提供可能となるオープンスペースみたいな、公共の場を広げてほしいので、市がどういうふうに進めているのか知りたいと思い、このテーマをあげました。

(委員長) 整理します。まず防犯カメラと人権ですか。

(委員) はい、人権のこともあるかと。

(委員長) 都市基盤分野になりますか。

(事務局) 防災カメラは文化市民生活分野でしょうか。

(委員) 防犯カメラが、コミセンに設置されるという話ですよ。

(事務局) 今は、まだ予算要求の段階なのではっきりとはしていません。

当初、コミュニティ研究連絡会の中では、防犯カメラは設置しないほうがいいのではないかという意見もあったようですが、取り巻く状況から、監視目的ではなく、防犯目的ということで設置したほうがいいのではないかという意見となり、今、予算要求をしている状況です。また、防犯カメラは道路上とか学校の通学路のところに付いたり、商店会で付けているものもあるので、どこに焦点を当てるかによってコラムでの取り上げ方も違ってくるのではないかと思います。

市が設置した防犯カメラとなると、市の施設と道路、それから学校の通学路になると思います。コミセンや商店会のものも文化市民生活になりますが、道路上のものとなると都市基盤になり、切り口によって違ってくるかもしれません。

いずれにしろ、都市基盤か文化市民生活になると思います。

(委員長) 商店会の活性化については。

(事務局) 文化市民生活分野になります。

(委員長) もう一つの「こらぼの」も、アイデアとして挙げておきましょう。

(事務局) 防犯カメラの話に戻りますが、どちらかという、施設に設置されたカメラになりますか。道路上に設置されたカメラのほうになりますか。

(委員) 通学路上の防犯カメラについて、どの程度設置しているのか把握していませんが、毎日のように市から安全メールがくると、親御さんとしては防犯カメラの必要性を考えているのではないかと思います。

(委員) 防犯カメラで監視されていると考える人もいるし、何か事件があったときに解決の糸口となるのなら、カメラはあったほうが良いと考える人もいます。コミセンの中でも、確認するにしてもその時間のところだけ切り取るわけだしという人と、のべつ見られているような気がして「嫌だわ」と言う人がいました。

けやきコミセンは前に公園があるので、センターに出入りする人よりは公園のほうに向けると、犯罪に対して抑止力にもなるのではないかという話をしたりしました。

(事務局) 防犯カメラは、所管部署が分かれています。施設は施設ごとに設置していますし、庁舎は庁舎の管理部門で設置しています。また、市が設置・管理している道路系の防犯カメラとしては、吉祥寺地区の防犯カメラと、通学路の防犯カメラがあります。

路上に付いている防犯カメラというのは、商店会が補助金を受けて街頭に設置しているというケースが多く、そこにはあまり市は関与し

ていません。市が補助金を出していますので、そういう意味では関与しているのですが、直接には設置していません。吉祥寺地区や通学路のように路上の防犯カメラの話なのか、施設に設置している防犯カメラの話なのかで、アプローチする部署が変わってきまうので、庁内で調整するうえで、どちらが記事の主体なのかということをおきたいです。

(委員) コミセンに防犯カメラが設置されるという話を聞いたときに、市もそういう方向になっていくのかなというのがありました。個人で防犯カメラを付けている家もあります。そうすると事件か何かあると警察がすぐ来ます。防犯カメラの記録は必要などときには必要なものなので、それをどのように市が考えているのかわかりませんが、コミセンに設置されると聞いたときには、もう必要な時代なのではないかと思ったので。

(事務局) 過去に稲城市役所で灯油がまかれて火をつけられたりとか、宝塚市役所で火炎瓶を投げられたりというのがあって、市庁舎の出入口に防犯カメラを付けていますが、監視ではなくて、防犯上という意味合いだと思います。

(委員) 商店会で付けようと思ってもかなり高いものだから、市の補助金があるかないかでは全然違いますよね。

(事務局) 補助金は、都と市で結構出します。

(委員) 付けている人から見ると、防犯カメラという認識を持てますが、防犯カメラを設置している施設のほうが少ないし、普通はそれを見るという機会もないだろうと考えていくと、事件があって、テレビで防犯カメラの映像が流れると、あれはどこに付いていたのだろうと思うことが、市としての取り組みや、自分たちのまちを見守りたいなことにつながっていくのだと思います。

その感覚で言うと、具体的にどこに付いているということをお挙げない書き方もあるのかなと思います。例えば「市役所の入口にはあります」というような書き方は、どうかなという気がします。

(委員) 防犯カメラと監視カメラの違いではないけれど、市としてはどういうふうを増やしていくのか、どのように考えているのかだと思います。

(事務局) そうすると、例えば路上とか、通学路の話になるとしまして、始終、画面を見ているわけではないのですが、監視カメラというイメージが強い方もいるので、切り口はしっかりしておいた方が良いでしょう。

(委員長) 市としてこういう考え方で進めているんだということがわかればいいわけですね。監視ではなく、安心・安全のまちづくりということですね。

(事務局) そのような切り口ならば、取り上げやすいかもしれないですね。

(委員長) 例を挙げてきちんと説明する。色々な情報を録画することになるので、なぜ録画をしているか、その部分を理解していただけるような記事にすると。

(事務局) 吉祥寺地区などは、環境浄化対策で市がつけた防犯カメラもありますので、そのあたりの切り口だと取材しやすいかもしれないですね。

(委員長) それはまた違う切り口になるので、事務局で切り口を考えて、委

- 員会に投げかけてください。
- (事務局) わかりました。
- (委員長) ほかにいかがでしょう。
- (委員) 市報の武蔵野市第六期長期計画計画案に、緑と水のネットワークの推進というのがあります。生産緑地の問題や新しくできた森林環境贈与税も絡めて、緑と水のネットワーク事業について何か記事があったらいいと思いました。
- それともう一つ、防災行政無線デジタル化というのは、画期的なことなんでしょうか。それとも、もうほとんどの自治体でデジタル化されていることなんでしょうか。市の防災情報マップも改訂すると30年度の事業計画にあったので、市の防災行政について、何かコラムが書ければいいと思いました。デジタル化が画期的なことなのであれば、PRとなるトピックスだと思いますので、その辺もあわせて調べて検討できるといいです。
- (委員長) これは文化市民生活ですね。他にいかがでしょう。
- (委員) 災害のとき、姉妹友好都市に何か援助するのですか。
- (事務局) しています。今回の台風15号の被害でも、南房総市に物資と人的な派遣を2度しています。最初はボランティアセンター開設に関する業務で、市の職員と市民社協の方が行って来ました。2回目は、罹災証明を出すための家屋調査という形で行っています。まだ必要ではないかということで、予定はしているようです。
- (委員) であれば、災害時の友好都市に対する支援みたいなテーマもいいかもしれないですね。
- (事務局) そうですね。友好都市の協議会がありまして、そこからは義援金などを出しているようです。
- (委員) 南房総市とは、2日か3日ぐらい、連絡がつかなかったと聞きました。
- (事務局) 停電の関係で連絡がなかなかつかないようでした。合併前の白浜町のときに職員を人事交流で派遣していたこともあり、個人的なつながりやそうったものから連絡がついて、そこから情報を得たりとかしていたようですが、それでもなかなかつながらなかったと聞かれています。
- 庁内での報告でも、千葉県内非常に厳しい状況で、家屋の現地調査がなかなか進まないということでした。東京都の市長会からの依頼で、君津市にも市の職員が行っています。
- (委員) 電信柱があれだけ倒れたらしょうがないのでしょうか、この影響で電信柱の地中化が進めばいいと思いました。
- (事務局) 災害に対しては、やはり地中化が良いですか。
- (委員) 地震のときに液状化の影響があるところは駄目だと聞きましたが、地下の方が影響はないですね。地中化は掘らないといけないので、工事が必要だし、費用もかかるし、実際にはかなり大変です。
- (委員) 吉祥寺通りは地中化されてますね。
- (事務局) 吉祥寺はかなり地中化が進んでますし、文化会館通りも進んでます。
- (委員) 伏見通りも地中化されてますね。
- (事務局) 歩道が広い方が共同溝をつくりやすいので、地中化しやすいとは思いますが、東京電力やN T Tなども関係することなので、簡単と

- はいかないところです。
- (委員長) 災害時の友好都市に対する支援はどの分野になりますか。
- (事務局) 文化市民生活ですか。
- (委員長) では、今出していただいたテーマの中で、早めにC I Mコラムに掲載ほしいテーマはありますか。
- (委員) 友好都市の支援ですか。
- (委員長) それは早めのほうがいいですね。一段落した後でもいいですから、早めに掲載してください。
- (事務局) 災害時の友好都市の支援や取り組みで掲載できるかなと思います。防災の担当と話をして、今回の南房総市への支援を踏まえて、災害時において友好都市にどのような支援を行ったきたとか、友好都市との間で結んでいる協定ということならば、早い段階で取材可能かなと思います。前回の「わくらす」と同じように、この期間で掲載できるような形でいけるとと思います。
- (委員長) 事務局のほうから、4つ出ているわけですけど、今の友好都市への災害支援も含めて5つのテーマでお願いします。今回もたくさん出していただきましたが、次期の委員会へ繰り越して、継続して提案してもらえればいいと思います。
- (事務局) まだ掲載していないものを整理して、C I Mコラムのテーマ案として引き継ぎ、次期の第1回のときに事務局から提示していきたいと思います。
- (委員長) まだ触れていないテーマも幾つかありますので、事務局のほうで検討してもらいまして、次期に出してください。よろしくをお願いします。よろしいでしょうか。今回、決定したテーマの掲載はいつまでになりますか。
- (事務局) 毎回4か月分を検討していますので、今回、議論いただいたのは3月15日号までです。次期の情報公開委員会が発足し第1回を開催する頃が、3月15日号の取材時期になるのではないかと思います。
- (委員長) 以上でC I Mコラムについてはよろしいでしょうか。

(5) その他

[第11期情報公開委員会は12月で任期が終わるため、本日開催の第6回の委員会で任期が終わることを確認した。]